

【おうめ観光戦略策定懇談会】委員応募申込書

太枠内に御記入ください

| | | | |
|-------------------------------------|--|-----------|--|
| 申込日 | 令和 年 月 日 | | |
| 現住所 | 郵便番号 198- 青梅市 | | |
| (ふりがな) 氏名 | | 性別 | |
| 生年月日 | 大正・昭和・平成 年 月 日 (歳) | | |
| 電話番号 | () | | |
| メール | | | |
| 応募資格 ※確認の上、最右欄に○を入れてください。 | ①青梅市に住民登録している。 | | |
| | ②青梅市議会議員または青梅市職員ではないもの。 | | |
| | ③令和5年4月1日において満18歳以上である。 | | |
| | ④青梅市の他の付属機関等の委員でない。 | | |
| | ⑤地方公務員法第16条各号に該当しない。 | | |
| | ⑥月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までに開催する懇談会に出席可能である。 | | |
| 作文 | 裏面に市がこれから取り組む「持続可能な観光」に対する自身の考えを踏まえた応募動機を300字以上400字以下で記入。(余白部分も字数に含めます。) | | |

【参考】

地方公務員法
(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

